

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月24日(木) 午後2時から午後2時30分
2 開催場所 瀬戸市役所庁議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里 欠
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

- | | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| 第62号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第63号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第64号議案 | 農用地利用集積計画の変更について | 1 件 |
| 報告第31号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 1 件 |
| 報告第32号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 9 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会10月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員 より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

12番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員、

2番 井上 俊英（いのうえ としひで）委員を指名いたします。

（第62号議案）

議長

これより議事に入ります。「第62号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記・現況地目ともに田の1筆で面積は119㎡、今後は畑として利用予定です。当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していたところ、規模拡大を希望していた受人と話がまとまり、本申請に至りました。受人は、近隣の複数の市の農地を所有し、また利用権設定を行って耕作をしており、居住地は他市ですが、申請地まで車で約10分であるため、通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第62号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第62号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 畑ということですが、何を作られますか。

事務局 他市で耕作しているイチジク、もしくはじゃがいも等の野菜を栽培すると聞いています。

高島委員 事前に計画を記載したような資料は出ていないのですか。

事務局 営農計画書が提出されていますが、耕作物については、現状まだ迷われているということで、畑でということで記載がされています。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第62号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第63号議案)

議長 続きまして「第63号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に田の3筆で、筆の面積は623.37

m²ですが、事業面積は631.24m²で、目的は分家住宅の建築です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地は、分家住宅を建築する部分と接道のための進入路の部分がござい
ますが、進入路に関しては一部農地を分筆しており、残地の農地が隣接して
いますが、盛土や切土等の造成は一切行わずに、そのままの形状で進入路と
して利用する計画ですので、農地へ支障が出ることはありません。住宅建築
部分は、事業区域内に既に倉庫が建築されていたため始末書が提出されてお
ります。この度建築をする箇所については、住宅と河川に囲まれているため
近隣農地への支障はありません。

排水は、親族の既存住宅の排水路へ接続し、隣接する河川へ排水します。

他法令の建築許可については許可見込みありと確認済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さん
からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。
第63号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第63号議案について、ご質疑はございま
せんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま
せんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第63号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第64号議案)

議長 続きまして、「第64号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

受人について、今回は他に実績等のない方でしたので、先日担当農業委員さんと面談を行い、利用権設定を行うことに支障ないと判断いただき、本申請に至りました。以上より、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりで、畑として利用し、野菜を栽培する予定です。

第64号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第64号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第64号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第31・32号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、
農地法第5条第1項第6号の届出については9件ありました。面積等は記載
のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませ
んか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま
せんでしょうか。

加藤晴次 第32号の届出の、区画整理地内の案件についてです。区画整理で市街化
委員 区域になりましたが、周りにはまだ昔ながらの畑があります。今回建設予定
の家の前の道路に農業用水が通っています。現状、工事が始まっていますが、

住宅敷地に入るとなると、用水の上を通ることになるので、用水への影響がないように留意していただきたいということと、道路と反対側に排水路があるので、そちらへ排水してもらえらると思ひますが、確實にお願ひしたいなと思ひます。

事務局

施工業者に伝えさせていただきますと思ひます。

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会10月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。